

「神奈川県“つながり発見”パーク」メタバース空間貸出利用規約

1 目的

ひきこもり当事者の社会参加に資する、又はひきこもり当事者の家族を支援するセミナー、相談会、交流会など（以下「イベント」という。）の活動を行うための場として、「神奈川県“つながり発見”パーク」の空間の一部を貸し出す。

2 貸出対象

県内でひきこもり当事者やその家族等の支援活動を行う団体、大学等の教育研究機関、県・市町村等の公共団体とする。ただし、個人利用や商業目的の利用は対象外とする。

3 利用可能時間・空間等

（1）利用可能時間

令和8年10月1日～令和9年3月5日の平日9:00～17:00のうち、最大70分間／回
1回のイベントにつき、リハーサル等事前準備及び本番の2回まで

（2）利用可能空間、設備

インスタンス機能を使って複製したメタともラウンジの空間を利用できる。また、申込団体が希望した場合、空間内のスクリーンを使用することができる。



（3）利用定員

スタッフを含め30人までとする。

定員を超えると動作が重くなる可能性があるため、多くの来場希望が見込まれる場合は、事前申込制等により来場者数を制限する集客方法を推奨する。

（4）利用料

無料とする。

（5）集客方法、広報

イベントの来場者は、申込団体に招待された者のみを対象とする方法（例：団体とつながりのあるひきこもり当事者向けにセミナーを開催する場合など）又は不特定の誰でも参加可能とする方法から、申込団体が選択できることとする。

不特定の誰でも参加可能とする場合、申込団体が希望した場合は、クラスター公式サイトに、広告（所定のフォーマット）を掲出することができる。

（6）技術的サポート

申込団体が希望する場合、事前及びイベント実施時に、空間内で専門スタッフによる操作方法等の技術的なサポートを受けることができる。ただし、日程によっては専門スタッフが対応できない場合がある。

4 申請手続

(1) 提出書類

全ての団体共通の書類

・別紙「申請書」

県青少年センターのNPO等情報ページ※に掲載されていないひきこもり支援団体

・団体の定款（規約）又は活動実績がわかるもの

2回目以降の申請時には不要

※ひきこもり、不登校などの青少年やご家族をサポートするNPO等の情報のページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/nposupport/npo/index.html>

(2) 提出方法

次の神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課企画グループのメールアドレスに提出すること。

seishonen.0214.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

(3) 申請期限

貸出し希望日の属する月の前々月の月末まで

（例：12月1日に利用希望の場合は、10月末まで）

(4) 審査、決定通知

県は、申請内容が利用規約に沿ったものであるか審査し、申請期限後1週間以内に、申込団体全員に審査結果をメールで通知する。

空間の貸し出しは、1月につき最大2団体までとし、2団体以上の申し込みがあった場合は、厳正なる抽選により2団体を選定する。なお、1月の申込みが1団体のみであり、当該団体が月に2回実施を希望した場合は、他の団体からの申込みがない場合に限り1団体が2回実施することも可能とする。

5 使用におけるルール

(1) 禁止行為

ワールド内では以下の行為を禁止する。

ア 申請した内容とは異なるイベントの実施

イ プライバシーなど個人の権利利益を侵害するもの

ウ 法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 人権侵害となるもの

カ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

キ 営業活動、政治活動、宗教活動、その他営利を目的としたもの

ク 虚偽や事実誤認の内容を含むもの

ケ わいせつな表現等不適切な内容を含むもの

コ その他、県が不適切と判断したもの

(2) 責任者の配置

貸出決定を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、責任者をメタバース内に必ず配置し、イベント進行中に問題が発生した場合、迅速に対応できる体制を整える。

責任者は、参加者が安心して利用できる環境を管理する役割を担う。

(3) 参加者の管理

借受団体は、空間内での禁止行為を防ぐため、責任者の指示の下、参加者を適切に管理する。

(4) プライバシーの保護

借受団体は、イベント参加者の個人情報やプライバシーに配慮した運営を行う（音声チャットやテキストチャットで個人情報を出さないよう参加者に呼び掛ける等）。また、メタバース上で収集された情報は適切に管理し、第三者への公開を禁じる。

6 その他

借受団体は、本規約を事前に確認し、規約を遵守することとし、規約違反があった場合、県は、利用停止や貸出の中止などの措置を講じる。